

古阪秀三先生からの御意見

【プロフィール】

古阪秀三（ふるさか しゅうぞう）

京都大学大学院工学研究科助教授

日本 CM 協会前会長

1974 年京都大学工学部建築学科卒業。

清水建設勤務を経て、1976 年京都大学工学部助手。

1986 年京都大学工学博士。1987 年京都大学工学部助教授。

研究テーマは、建築のプロジェクトマネジメント、プロジェクトマネジメントの国際比較など。

■ 総論

1. 今回の事件に対する国土交通省各部局ごとの対応では、各部局の所管範囲での法改正、制度の厳格適用等を取らざるを得ないため、自ずと限界がある。それはすでに出された社会資本整備審議会建築分科会の答申に如実に現れている。すなわち、建築士法、建築基準法に限定した範囲での確認審査等の厳格化と罰則規定の強化にほぼ答申の大半が費やされている。今後事件の全容が明らかになるにつれて、施工側、すなわち、総合工事業者、専門工事業者の不適切な対応が明らかになると推察され、そのことは建設業法なかでも管理技術者制度の見直し（許可要件の厳格化、罰則の強化）が中央建設業審議会（総合政策局管轄）で審議されることとなろう。このような部局ごとの対応はいたずらにそれぞれ所管の法改正、制度の厳格適用等に向かう可能性が強く、事件の本質を見定めた国土交通省一丸となった対応がとりづらい状況になることが予想される。事件の重大さ、関係主体・関係法令の多さからいって、国土交通大臣直轄のタスクフォースチームを構成して、部局間の壁を越えた対応・対策をとることが望まれる。
2. 現在は警察による捜査中であるため困難であるが、いずれ今回の事件の建設生産システム上の事実関係を正確かつ詳細に把握する必要がある。事件関係者の契約関係とそこに登場する発注者、設計者（意匠、構造、設備）、工事監理者、元請建設業者、下請専門工事業者、技能労働者の果たした役割と事件防止のために取った（取ろうとした）行動の把握である。事実の正確な把握が問題解決の第一歩であることと認識すべきである。
3. 今回の事件は特殊な環境下での犯罪であるにせよ、一般に建設事故、品質欠陥、施工不良等の問題は多発しており、それらが国民の財産・生命に重大な影響を与える可能性があることを考えれば、航空・鉄道事故調査委員会、原子力安全委員会等と同様に捜査権を付与されるような「事故調査委員会」の制度があってもいいのではないか。現状では、その権限がないため、事故自体の隠蔽、事故資料の廃棄などが意識的にも無意識的にも行われている可能性が高い。

■ 各論

1. 検査主義の強化は品質確保にさしたる効果はない

検査主義の強化は品質確保にさしたる効果はなく、発注者の費用負担が増加するに過ぎない。検査主義が必ずしも品質確保に必要十分でないことは昭和50年代の各種の品質未達成問題（コンクリート強度不足による建物解体、鉄骨溶接部の欠陥、PCa版の欠陥等）で経験済みで、その反省に立って建設生産プロセスで品質を作りこむ方向に品質管理活動が修

正された経緯がある。この観点に立てば、設計、施工両方のプロセスにおいていかに品質を作りこむかが重要である。さらに、設計段階での検査・確認・チェックは二重、三重にしても十分である保証はなく、結局は施工者とりわけ実際に工事を実施する技能労働者（職人）の技量・良識に依存せざるをえない部分が必ず存在する。したがって、施工者（とりわけ職人）に自助努力を促すこと、そしてそれに見合った処遇と賃金を確保すること、さらに、彼らが問題を発見した場合のフィードバックルート（例：目安箱的機能）を用意することが肝要である。（現在のような片務性の強い元請下請関係では通常の工事現場での上申は期待できない）

2. 設計と施工の協調的關係

建設生産においては、法令ならびに技術規範だけでは律しきれない事柄が多数存在し、上流から下流まで、補完の連鎖が必要であること、またそのための有効な上流下流の關係、片務性のない契約内容、正当な報酬が相互に保証されることが必要である。この観点に立って、(社)日本建築学会では品質確保のために、発注者、行政、設計者、元請、下請、技能労働者など建設関連各団体（設計各団体、元請各団体、専門工事業各団体、行政、学協会）が協調的に協議する場の設置に積極的に貢献する旨の提言を出す予定であるが、国土交通省としても、民間中立機関としての(社)日本建築学会と連携をとるなどして、設計と生産に関与するすべての關係団体の協調的關係の維持促進に協力すべきである。

3. 技能労働者の処遇

技能労働者の収入や労働時間などの労働環境が悪化し、それがモラルや離職率に影響していること、そして、品質確保の最後の砦である技能労働者（職人）の技能、処遇、「目安箱」設置問題を誰が考えているのだろうか。発注者を含む他の主体（行政、設計者、ゼネコン等）はすべてチェック側であり、本当に資機材を使って仕事をしているのは職人を置いて他にはない。このバランスを失した關係は早急に是正すべきである。

4. 工事監理の技術レベルでの範圍

工事監理者が照合すべき「設計図書」が不完備な状態にあり、その品質確保の業務に支障を来たしている。また、設計業務の一部をゼネコンが代行している、あるいはゼネコンの総合図や施工図によって補完している場合があり、設計業務の責任が曖昧になっている。早急に是正すべきである。

工事監理は品質確保に大きく関わっている。そして、極めて重要な位置であるにもかかわらず、脇役になっていること、工事監理者の質と能力にばらつきがあることの実態が世の中には知られていない。設計者の半数近くの人たちもこの実態がわかっていない。これらの点を明確にし、品質確保の点で妥当な水準に是正すべきである。さらに善良なる工事監理者をもってしても、どこまで工事監理をやればいいかが明確になっていない。そして、法制度の問題として争った場合は、法廷に持ち込まれることになる。しかし、多くの訴訟においては和解勧告（約 90%）が出されることになり、情報は開示されることがない。要は、常に裁判で決着（多くは和解）というのは建設活動にとってあまりにも不安定すぎ、

社会的合理性に欠ける。国土交通省として、工事監理の技術レベルでの範囲を明確にすること、またそれらに関することは法廷外処理（ADR）のしくみがあってしかるべきである。

5. 法制度と自立／自助努力との調和

建設生産システムの各構成要素（職能ならびに技術・技能集団）の果たすべき役割・機能が明確になり、ある種の抑止力によって履行が担保されたとしても、全体を通して妥当ないし合理的な品質確保の方法が個別のプロジェクトにおいて一貫して取られるとは限らないため、具体のプロジェクトにおいて、技術的慣行・標準的規範のあり方・使われ方を含めた建設生産システムのあり方を検討することが必要である。端的に言えば、「法制度（基準法・土法・品確法・建設業法）－各種規範類（契約約款、仕様書等）－計画・管理技術の技術的慣行・標準的慣行－個々の技術者・技能者の資質・能力」の流れの中で、いかに品質確保のしくみを構築するかである。

6. 技能労働者育成は建設産業全体で

技能労働者は施工側の重層下請構造の中、主として一次ないし二次下請業者の責任において教育・育成が図られてきた。しかし、昨今の入札価格のダンピング競争のもとで、下請業者に配分される工事価額は技能労働者の教育、処遇改善に充てる余裕はなく、ほぼ技能労働者の教育は行われていないといえる。さらに、熟練技能労働者の賃金も常用単価で15000円／日程度に落ち込んでおり、軀体系職種のような屋外労働者の場合、年間を通じて労働可能日数が220日～250日であり、年収ベースでは330万円～375万円程度である。したがって、技能労働者自身の自己研鑽に依存することもできず、技能労働者の教育・育成問題はきわめて緊急性が高い、重要な課題である。基本的には建設産業関連団体の中で解決すべき課題ではあるが、国土交通省としても、そのしくみづくりとそれらに貢献する団体への支援策を講ずべきである。

7. 設計チーム、施工チームに進行する重層下請構造

建設業法制定時（昭和24年）には想定していなかった三次以下の重層下請構造が施工側に存在する。この主因は一次下請業者が技能労働者を直用で抱える場合、いわゆる労働三法（厚生年金保険、労働保険等）を掛けなければならず、元請から支払われる工事価額の低下に伴ってそれを負担することができず、直用から下請化へと移行し、それが二次、三次へと連鎖してきたことにある。また、設計側では、今回の事件でも明らかになったように、構造設計、設備設計が建築設計事務所から下請に出されることが常態化しており、さらに、構造設計事務所、設備設計事務所から再下請に出されるケースも少なからず存在する。要は、設計チーム、施工チーム共に重層下請構造が進行しているのである。そして中には、一括下請とみなされる場合も見受けられる。このような過度の重層下請構造は建設生産システムの観点からいっても、また、品質確保の点からも問題なしとしない。早急にあるべき姿を提示すべきである。